

別表第2（第9条関係）

国家公務員共済組合の利用として不動産の無償貸付が認められる場合について

- 1 組合が業者に委託して行う事業が組合員の福祉の向上に寄与するとともに、業務の能率的運営に資するため必要であり、かつ、業者に委託することが当該事業の規模又は種類によりやむを得ない措置であると認められること。
- 2 委託の内容は、次に掲げる要件を具備することとし、いわゆる名板貸しとは認められないものであること。
 - (1) 事業運営が組合員を対象として行われるものであること。
 - (2) 組合は、委託した事業の経理又は決算について、定期若しくは必要と認めるときには報告を徴取し又は監査するものであること。
 - (3) 販売物品の価格、規格、加工及び修理等の料金その他組合員の福祉に関する事項については、組合がこれを規制するものであること。
 - (4) 組合は、事業施設内に勤務する業者の従業員につき、保健又は衛生上必要があるときは、就業禁止等の必要な措置を講じうるものであること。
 - (5) 事業施設には、組合の名称を表示し、当該組合員の福利厚生のための施設である旨の表示をすること。